



報道関係者 各位

令和3年10月29日

〔照会先〕

埼玉労働局労働基準部監督課

監督課長 小川直紀

主任監察監督官 宮尾 薫子

電話番号 048-600-6204

11月は「過労死等防止啓発月間」です

～過重労働解消キャンペーンを実施します～

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等を防止することの重要性について国民の皆様のご関心と理解を深めるための取組を行っています。

埼玉労働局（局長 ^{たかはし ひでのり}高橋 秀誠）では、同月間中に、「過重労働解消キャンペーン」として長時間労働の削減や賃金不払残業の解消に向けた集中的な監督指導などを行います。

【主な取組】

1 労使団体等への協力要請の実施

県内9つの主要な労使団体等に対し、過重労働解消に向けた取組について、協力要請を行います。

2 集中的な監督指導の実施

過労死等に係る労災請求が行われた事業場、離職率が極端に高く若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対し、労働基準監督官による集中的な監督指導を行います。

3 全国一斉「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）の実施（資料1）

実施日時： 11月6日（土） 9：00 ～ 17：00

フリーダイヤル ^{なくしましょう} ^{長い残業}
電話番号： 0120-794-713

4 過重労働解消のためのセミナーを開催します（無料）（資料2）

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、会場又はオンライン開催により「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を実施します。

開催日程は、4頁をご参照ください。

「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患又は心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。

労働条件についての相談窓口を設置します！！

過重労働相談ダイヤル

■受付日時 11月6日(土) 9:00～17:00

■フリーダイヤル なくしましろう ながい残業

0120-794-713

・全国どこからでも、携帯電話からも無料で利用可能

《参考》上記以外の電話相談窓口（常設）

■労働条件相談ほっとライン（厚生労働省委託事業）

平日夜間、土日・祝日に、労働条件に関する相談を年間を通して、無料で受け付けています。

【相談受付時間・曜日】 月～金 17:00～22:00、土日・祝日 9:00～21:00

はい! ろうどう

【電話番号】 0120-811-610（フリーダイヤル）

【URL】 <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>

■労働基準監督署（開庁時間 平日 8:30～17:15）

さいたま労働基準監督署：048-600-4801

川口労働基準監督署：048-252-3773

熊谷労働基準監督署：048-533-3611

川越労働基準監督署：049-242-0891

春日部労働基準監督署：048-735-5226

所沢労働基準監督署：04-2995-2555

行田労働基準監督署：048-556-4195

秩父労働基準監督署：0494-22-3725

■埼玉労働局外国人労働者相談コーナー（開庁時間 平日 9:00～12:00、13:00～16:30）

英語：048-816-3596

中国語：048-816-3597

ベトナム語：048-816-3598

働きたくなくなる、
働き方へ。

参加費
無料

各回定員 約100名

事前予約制
(先着順)

働き過ぎない社会を目指して



キャラクター「たしかめたん」

過重労働解消のためのセミナー

 **オンラインセミナー:55回開催**
※オンラインセミナーとは、インターネット上で行うセミナーです。

 **会場開催:5都市で開催**
(札幌・東京・名古屋・大阪・福岡)

詳しくは裏面へ

受講対象者

事業主の方、企業の人事労務担当者・管理者、総務の方など

セミナー内容

- 「過重労働」の現状と企業経営に与える影響
- 対策に必要な「関連法令」
- 事業主等に求められる措置
- 職場のパワーハラスメント対策
- 知っておくべき労働時間等に関する基準
- ストレスチェック制度とは
- 実施すべき取組と防止対策の具体例
- 陥りがちな違法行為・裁判事例 など

セミナー時間：2時間30分

申込方法

 **専用webサイトへ**

<https://kajyu-kaisyou-lec.com>

LEC 過重労働解消

検索

※お預かりした個人情報は本事業に係るご連絡にのみ使用します。
無断で第三者に提供することはありません。



QRコードからも
ご覧いただけます

お問い合わせは **LEC東京リーガルマインド** 過重労働解消のためのセミナー事務局 担当 市川・岸

〒164-0001 東京都中野区中野4-11-10 アーバンネット中野ビル TEL: 03-5913-6085 (平日10時~17時) FAX: 03-5913-6409 3
E-Mail: kajyu-seminar@lec.co.jp 専用HP: <https://kajyu-kaisyou-lec.com>



オンラインセミナー開催 日程

[開催時間] AM開催 9:30~12:00 PM開催 13:30~16:00

9月

September

日	月	火	水	木	金	土
29	30	31	1 PM開催	2 PM開催	3 PM開催	4
5 PM開催	6 AM開催	7 PM開催	8 AM開催	9 PM開催	10	11
12	13	14 AM開催	15 PM開催	16 AM開催	17 PM開催	18
19	20	21	22 AM開催	23	24	25
26	27 PM開催	28 AM開催	29 PM開催	30 PM開催	1	2

10月

October

日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	29	30	1 AM開催	2
3	4	5 AM開催	6 PM開催	7 AM開催	8 PM開催	9
10	11	12	13 PM開催	14 AM開催	15 PM開催	16
17	18 PM開催	19 AM開催	20 PM開催	21 AM開催	22 PM開催	23
24/31	25	26 AM開催	27 PM開催	28 AM開催	29 PM開催	30

11月

November

日	月	火	水	木	金	土
31	1	2 AM開催	3	4	5 PM開催	6
7 PM開催	8 AM開催	9 PM開催	10 AM開催	11 PM開催	12	13
14	15	16 AM開催	17 PM開催	18 AM開催	19	20
21	22	23	24	25 AM開催	26	27
28	29 PM開催	30 AM開催	1	2	3	4

12月

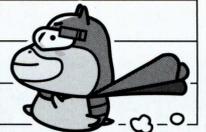
December

日	月	火	水	木	金	土
28	29	30	1 PM開催	2 AM開催	3	4
5	6 PM開催	7 AM開催	8 PM開催	9 AM開催	10	11
12	13 PM開催	14 AM開催	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	1

- 申込受付後、メールでウェブ会議システムZoomのURLを送付させていただきます。

会場開催 日程

開催日	開催都市名		会場
11月19日(金) 13:30~16:00	大阪府	大阪市	大阪市立住まい情報センター
11月26日(金) 13:30~16:00	福岡県	福岡市	天神クリスタルビル
12月 3日(金) 13:30~16:00	北海道	札幌市	札幌国際ビル
12月10日(金) 13:30~16:00	愛知県	名古屋市	ウィンクあいち
12月15日(水) 13:30~16:00	東京都	中央区	東京証券会館



- 新型コロナウイルス感染防止のため、各会場ごとで参加人数を制限させていただきますので、ご了承ください。

キャラクター「たしかめたん」

「過重労働解消のためのセミナー」参加のお申込は



専用webサイトへ

<https://kajyu-kaisyuu-lec.com>

LEC 過重労働解消

検索

※お預かりした個人情報は本事業に係るご連絡にのみ使用します。無断で第三者に提供することはありません。



QRコードからも
ご覧いただけます

毎年11月は、
働き方を見直す1ヵ月。

目指すゴールは、
過重労働ゼロ。

サッカー選手(元日本代表)
小野 伸二

11月は過重労働解消キャンペーン月間です。
また、11月1週目は過重労働相談受付集中週間です。

お近くの都道府県労働局・労働基準監督署や
右記ほっとラインで労働に関する相談を受け付け
ていますので積極的にご連絡ください。

「労働条件相談ほっとライン」(厚生労働省委託事業)

0120-811-610

月～金 17:00～22:00
土日・祝日 9:00～21:00

「特別労働相談」を実施します!

無料 過重労働解消相談ダイヤル

※全国どこからでも利用可能(スマートフォンからでも無料) ※匿名での相談も可

なくしましょう 長い残業
0120-794-713

特別労働相談受付日 令和3年11月6日(土) 9:00～17:00



過重労働解消キャンペーン

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」を 実施します。



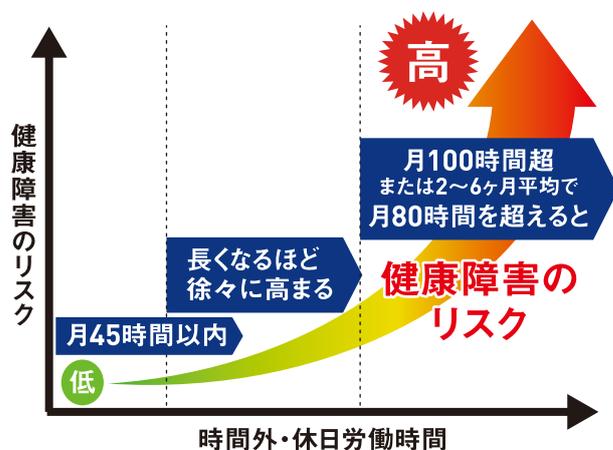
平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

労働時間等の現状

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、1割弱で推移しており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。



上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。

**過重労働による健康障害等を防止するためにも、
労働時間を適正に把握※1し、次の措置を講じましょう。**

NEXT PAGE

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行います。

1. 労使の主体的な取組を促します。

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力要請を行います。

2. 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します。

都道府県労働局長が管内の企業を訪問し、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。

3. 重点監督を実施します。

①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、②離職率が極端に高い等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導を行います。

4. 「特別労働相談」を実施します。

「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時: 令和3年11月6日(土) 9:00~17:00

なくしましょう 長い残業
0120-794-713

過重労働による健康障害を防止するために^{※2}

① 時間外・休日労働時間を削減しましょう。

- 労働基準法が改正され、法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました。(注1)
臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合(特別条項)でも、法律に定める上限を守らなければなりません。
- 時間外労働は本来臨時的な場合に行われるものであること等を踏まえ、36協定(時間外労働・休日労働に関する協定)の締結に当たっては、労働者の代表(労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者)とともに、その内容が指針(注2)に適合したものとなるようにしてください。

(注1)建設事業、自動車運転の業務など、特定の事業・業務については、上限規制の適用が猶予・除外されています。

(注2)「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年9月、厚生労働省)



② 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

労働基準法が改正され、年5日の年次有給休暇(以下「年休」という。)を確実に取得させることが必要となっていますが、これは最低基準です。労働者に付与された年休は本来、すべて取得されるべきものです。年休を取得しやすい職場環境づくり、年休の計画的付与制度の活用等により年休の取得促進を図りましょう。

③ 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- 健康管理体制を整備するとともに、健康診断を実施しましょう。
- 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。
- 労働安全衛生法が改正され、面接指導の対象が、「時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者」に拡大されています。

賃金不払残業を解消するために^{※3}

1	2	3
職場風土を 改革しましょう。	適正に労働時間の管理を 行うためのシステムを 整備しましょう。	労働時間を適正に 把握するための責任体制を 明確化しチェック体制を 整備しましょう。

※1「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月、厚生労働省)

※2「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(令和2年4月、厚生労働省)

※3「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月、厚生労働省)

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。

10月31日(日)から11月6日(土)は、過重労働相談受付集中週間です。

■都道府県労働局または労働基準監督署(開庁時間/平日8:30~17:15)

■労働条件相談ほっとライン(厚生労働省委託事業) **0120-811-610** はい! ろうどう 月~金 17:00~22:00
土日・祝日 9:00~21:00



事業主や人事労務担当者などを対象に、10月から12月を中心に、
過重労働解消のためのセミナー
を実施します!



01 毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死等とその防止に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう。

※「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害のことです。



02 「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、過労死等防止啓発月間を中心とした期間に開催します。また、過労死等防止啓発のためのパンフレットの配布や新聞、インターネットなど各種媒体を活用した周知・啓発を行います。

過労死等
防止対策推進
シンポジウム

全国47都道府県において計48回開催します。
(※無料でどなたでも参加できます。)
開催会場によって開催日時やプログラムは異なります
ので、詳細は専用ホームページで御確認ください。

専用ホームページ

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>



\\ 事業主の皆さまへ //

03 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせる場合があります。適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!

「しわ寄せ」防止特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

